

# 認定こども園制度について

平成26年7月9日

## 現行の認定こども園制度について

### ◆認定こども園制度

認定こども園制度とは、幼稚園(文部科学省)、保育所及び認可外保育施設(厚生労働省)の制度をもとに、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設に対し、都道府県知事が「認定こども園」として認定を行うもの。

### ◆制度創設の背景

- ・「幼稚園、保育所の施設の共用化のための指針」の策定 等
- ・親の就労の有無で利用施設が限定(=親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園)
- ・少子化の進む中、幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化、運営も非効率
- ・保育所待機児童が存在する一方、幼稚園の利用児童は減少傾向
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援が不足

### ◆認定こども園制度の創設 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号))

- ・就学前の子どもに対する保育及び教育の総合的な提供
- ・親の就労の有無に関わらず施設利用が可能
- ・集団活動・異年齢交流を大切に子どもの集団を保ち、健やかな育ちを支援
- ・既存の幼稚園の活用による待機児童の解消
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援の充実

幼稚園や保育所とは異なる新たな施設類型ではなく、機能を有する幼稚園や保育所などがその法的位置付けを保ったまま他の施設と連携するなどして、地域の実情に応じた4類型の中から選択して認定を受けることとなる。

# 現行の認定こども園制度について（施設類型）

## 1 幼保連携型

	並列型	接続型
施設	幼稚園+保育所	
内容	幼稚園との緊密な連携協力体制のもと、保育所の満3歳以上児にも、学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。	保育所に入所していた子どもを引き続き幼稚園に入園させ、一貫した教育及び保育を行う。

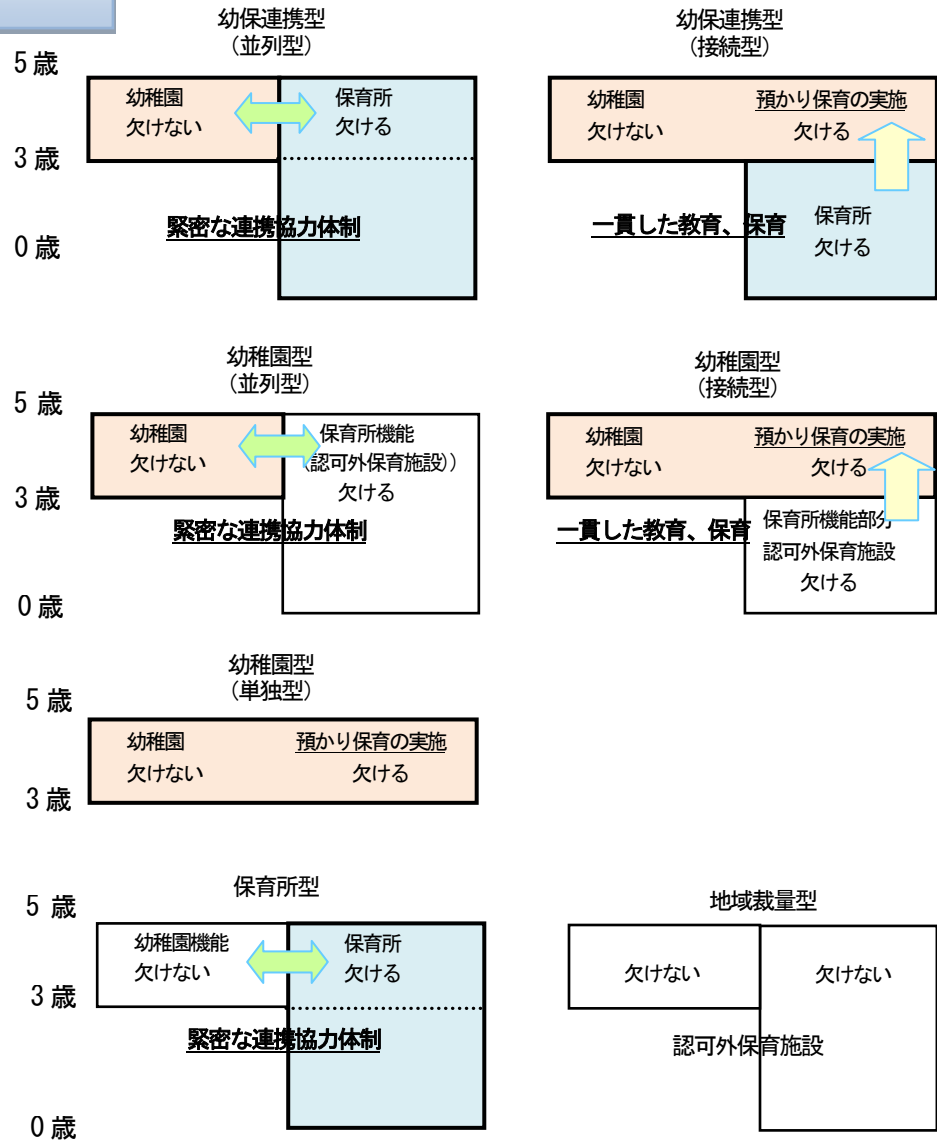
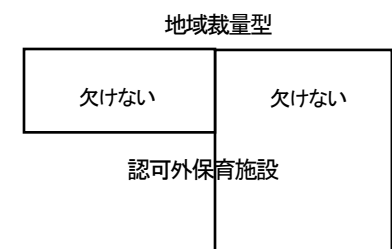
## 2 幼稚園型

	並列型	接続型
施設	幼稚園+認可外保育施設	
内容	幼稚園との緊密な連携協力体制のもと、認可外保育施設の満3歳以上児にも、学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。	認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き幼稚園に入園させ、一貫した教育及び保育を行う。
施設	単独型 幼稚園	
内容	幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、教育時間終了後も保育に欠ける児童に対し預かり保育を行う。	

## 3 保育所型

施設	保育所+幼稚園機能	幼稚園、保育所のいずれも認可を受けていない施設
内容	保育所本来の保育に欠ける子どものほか、保育に欠けない満3歳以上児を受け入れ、学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。	幼稚園、保育所いずれの認可も有しないが、認定こども園としての機能を有する認可外保育施設。

## 4 地域裁量型



※欠けない=保育を必要としない子ども  
※欠ける=保育を必要とする子ども

## 認定こども園法の改正について

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）」（平成 24 年 8 月 22 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行予定）

### 【認定こども園法の一部改正のポイント】

- 認定こども園の課題である、二重行政を解消するもの。
- 幼保連携型認定こども園について、保育所や幼稚園とは異なる第 3 の単一の施設とし、認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設として法的に位置付ける。  
（既存の幼稚園及び保育所からの移行を義務付けるものではない。）
- 新たな幼保連携型認定こども園の設置主体を、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（一部例外あり。）

### 【幼保連携型認定こども園の認可について】

- 都道府県知事、指定都市及び中核市長が、幼保連携型認定こども園の認可を行う。  
（その他 3 類型は、従来通り都道府県知事が認定、公立施設等は届出を行う。）
- また、都道府県等は、新たな幼保連携型認定こども園の認可要件のうち、設備及び運営に関する基準について、主務省令の定めるところにより、条例で定めなければならない。

＜都道府県等で定める条例以外の要件＞ ※認定こども園法、施行規則及び国の通知により規定・整理

- ・ 設置者の要件（欠格事由）
- ・ 都道府県等の子ども・子育て支援事業支援計画等による利用定員の範囲内との要件
- ・ 園長の資格要件
- ・ 健康診断の実施 等

# 幼保連携型認定こども園制度の比較

(幼保連携型認定こども園を除く3類型については基本的に制度の変更はなし。)

	新制度	現行制度				
	新幼保連携型	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地域裁量型	
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存幼稚園に対する経過措置あり)	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人等	国、地方公共団体、学校法人等	設置主体の制限なし	設置主体の制限なし	
施設内容	単一の認可施設	幼稚園+保育所	幼稚園 又は 幼稚園+認可外保育施設	保育所+幼稚園機能部分	認可外保育施設	
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校 (教育基本法)</li> <li>児童福祉施設 (児童福祉法)</li> <li>第二種社会福祉事業 (社会福祉法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園: 学校 (学校教育法)</li> <li>保育所: 児童福祉施設 (児童福祉法) 第二種社会福祉事業 (社会福祉法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園: 学校 (学校教育法)</li> <li>認可外保育施設 (児童福祉法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所: 児童福祉施設 (児童福祉法) 第二種社会福祉事業 (社会福祉法)</li> <li>幼稚園機能部分 (学校教育法に掲げる目標を達成するもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設 (児童福祉法)</li> </ul>	
手続き	都道府県知事、指定都市・中核市長の認可又は届出	都道府県知事の認定 (幼稚園、保育所の認可又は届出)	都道府県知事の認定 (幼稚園の認可又は届出)	都道府県知事の認定 (保育所の認可又は届出)	都道府県知事の認定	
認定こども園の設備等の基準	都道府県、指定都市、中核市が定める条例基準	都道府県が定める条例基準 幼稚園や保育所の基準を満たしていることが前提				
指導監督等	立入調査	有	幼稚園※有 保育所 有	幼稚園※有 認外保 有	有	有
	改善勧告、命令	有	幼稚園※有 保育所 有	幼稚園※有 認外保 有	有	有
	事業停止命令	有	幼稚園 無 保育所 有	幼稚園 無 認外保 有	有	有
	解散命令	無	幼稚園 有 保育所 無	幼稚園 有 認外保 無	無	有
	認可取消	有	幼稚園 無 保育所 無	幼稚園 無 認外保 無	有	無
	認定取消	無	有			

※学校法人が設置する幼稚園に限る。